

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年 6月 7日提出

五ヶ瀬町長 原田 俊平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する暇がないと認めるので、
次のとおり専決処分する。

平成31年 3月29日

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町国民健康保険税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の五ヶ瀬町国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。